

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
7 月 6 日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 救急病院の認定 (医療政策課) 三
 - 保安林予定森林 (森林整備課) 三
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
 - 道路の供用の開始 (道路整備課) 四
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課) 四
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 五
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 五
 - 県営南河内地区中山間地域総合整備事業 (竹安換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) 六
- 人委公告
 - 平成三十年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施 六
 - 平成三十年度山口県警察官 (男性) 採用 (A) 試験 (第二回) の実施 九
 - 平成三十年度山口県警察官 (男性) 採用 (B) 試験の実施 一
 - 平成三十年度山口県警察官 (女性) 採用 (A) 試験 (第二回) の実施 一四
 - 平成三十年度山口県警察官 (女性) 採用 (B) 試験の実施 一六

山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年七月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ホテル・アルファワン・ファシリティーズ
住 所 山口市大内長野四四七番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ホテルアルファワン山口
所在地 山口市大内長野四四七番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
六六の三一 (四基)	五 (kg)	平成三〇、 一〇、二〇	平成三〇、 一〇、三〇	平成三〇、 一一、一
六六の三一 (二二基)	一九〇 (kg)	平成三〇、 八、一	〃	〃
六六の三一	二、二四〇 (kg)	〃	〃	〃

備考 「六六の三一」及び「六六の三一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供する洗濯施設及び入浴施設をいう。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値																	
		通	常	最	通	常	最	通	常	最	通	常	最						
七	八・六	水素イオン濃度 (水素指数)	五・八	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	一五	二〇	浮遊物質量 (mg/l)	三〇	五〇	大腸菌群数 (個/cm)	一、〇〇〇	三〇	四〇	三	五	排水の一日当たりの量 (m ³)	八〇	一五四

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

合併処理浄化槽	種類	項目	汚水の汚染状態の値																
			処理後	処理前	通	常	最	通	常	最	通	常	最						
〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	一五	二〇	浮遊物質量 (mg/l)	三〇	五〇	大腸菌群数 (個/cm)	一、〇〇〇	三〇	四〇	三	五	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	一五四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

合併処理浄化槽	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種	類	汚水等の汚染状態の値																	
		通	常	最	通	常	最	通	常	最	通	常	最						
六六の三〇口 (四基)	七	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇〇	一〇〇	浮遊物質量 (mg/l)	五	一〇	窒素 (mg/l)	四〇	五〇	燐 (mg/l)	七	一〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第251号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年七月六日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
社会医療法人同仁会周南記念病院		下松市生野屋南一丁目一〇番一	号	平成三三、八、四	

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第252号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字赤水五七五の一、五七五の二、字三分ノ一 五八〇の三、五八〇の四、字打立五八八の二、五八八の三、字長谷五九六の二、五九六の六、字柿ノ木五九六の五、字黒杭一六八四の一、三〇五六の三、三〇五六の四、字藤ヶ浴一六八八、字殿畑三〇五二の一、字城三〇五二の二、字植ヶ迫三〇五二の三、字中岡三〇五七の一、字水木原三〇五七の四、字交合台三〇五九の一、三〇五九の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐上字金地二三三から二三六まで、字江草二三七の六から二三七の二 五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東徳佐上字金地二三三から二三五まで・字江草二三七の七から二三七の二五まで(以上二二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第253号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	県道
路線名	益田阿武線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字中小川字竹ノ内二三六二の 一地从先から 同市同大字大倉原下九〇九の一地 先まで	同市同大字 同字二三六四の三地 先まで	旧	最狭 二五・七・五	五四三・八	
		新	最狭 四七・二・〇〇	一四六・七	
萩市大字中小川字竹ノ内二三六二の 一地从先から 同市同大字 同字二三六四の三地 先まで	同市同大字 同字二三六四の三地 先まで	旧	最狭 七・五 九・八 二・五・〇	一六八・七 及び 一六〇・〇	ダブルウェイ
		新	最狭 二七・一・八	二三一・三	

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市玖珂町字勝根六七一九の一地 先から 同市周東町下久原字文神田三六五の 一地先まで		旧	最狭 一一・五・二	八七一・五	
		新	最狭 三〇・〇・六	八七〇・八	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百二十五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年七月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
光玖珂線	岩国市玖珂町字勝根六七一九の一地先から同市周東町下久原字文神田三六五の一地先まで	平成三十年七月七日

山口県告示第百二十五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、鶴の鳥居宮住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 鶴の鳥居宮住宅新築工事
- (一) 工事場所 宇部市鶴の鳥町六番地二二
- (二) 工事の概要

構	造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	一、六三一平方メートル	二四戸

二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成三十年七月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年七月二十五日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年八月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―三八七〇)にすること。

山口県告示第百二十五十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中
山口南交通安全協会
会長 松永 義雄

を
山口南交通安全協会
会長 藤井 敏男

に、

長門市役所三隅総合支所	五〇〇	三隅中一
長門市役所日置総合支所	九二六	日置上五

長門市役所三隅支所	四七三	三隅中一
長門市役所日置支所	九一四の三	日置上五

長門市役所油谷総合支所

を
長門市役所油谷支所

に、
美祿交通安全協会
会長 松原忠志

を

美祿交通安全協会
会長 馬屋原 眞一

に、

久賀総合支所	三四	大字久賀五一	〃
久賀総合支所	三四	大字久賀五一	〃
沖浦出張所	九〇	大字戸田九二	〃
浦野出張所	七〇四の一	大字東三浦一	〃

を

久賀総合支所

〃
〃
〃
〃

〃
〃
〃
〃

〃
〃
〃
〃

に改める。



(一五〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス川手店
 所在地 周南市川手二丁目七〇八
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 - 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十一年二月二十三日
 - 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、二二三平方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 三四台
 (二) 駐輪場の収容台数
 二六台
 (三) 荷さばき施設の面積
 三七平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 一二立方メートル
 - 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
- 八 届出年月日

平成三十年六月二十二日

(二五二) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区)換地計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る竹安換地区の換地計画を定めたと
 で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
 に供します。

平成三十年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成三十年七月九日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

公 告

平成三十年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

平成三十年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	二人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務

警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	一人程度	知事部局(主として農林水産部及び土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林水産事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
電気	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	十九人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験(土木及び電気の試験職種に限る。)

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成三十年九月二十三日(日曜日)

(1) 事務、警察事務及び小・中学校事務

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

土木及び電気

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 作文試験及び適性検査

日 時 平成三十年十月十三日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 平成三十年十月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで

の 間 で 山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点
専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 六〇点
口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年十月三日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十五万三

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

試験職種	出題分野
土木	数学 物理学 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
電気	数学 物理学 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子計測制御 電子技術 電子回路 通信技術 電子情報技術

公 告

平成三十年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施
平成三十年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。
平成三十年七月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一般	十二人程度
武道指導	二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受験資格
一般	昭和六十年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

武道指導

昭和六十年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限り、次に掲げる見込みのものに該当するものは、この限りでない。

- 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの
- 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保護人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
平成三十年九月十六日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

- | | |
|-----|-----------|
| 下関市 | 下関市立大学 |
| 山口市 | 山口県立大学 |
| 周南市 | 山口県周南総合庁舎 |

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
(1) 論文試験
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

- (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論（武道指導にあつては、個別面接）による試験並びに適性検査を行います。
- (3) 実技試験（武道指導に限る。）
武道指導として必要な武道（柔道又は剣道）の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。
- (4) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
- (5) 体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。
反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
握力 左右の平均が四一キログラム以上
上体起こし 三〇秒間に二一回以上
シャトルラン 四三回以上
関節運動 正常であること。
- 2 日時及び場所
- (1) 適性検査及び論文試験
日時 平成三十年十月二十日（土曜日）
場所 山口県総合交通センター
体力検査
日時 平成三十年十月二十一日（日曜日）又は同月二十二日（月曜日）のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日
場所 山口県警察学校
- (3) 口述試験及び実技試験
日時 平成三十年十月二十二日（月曜日）から同年十一月二十五日（日曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験 教養試験 五〇点
- (二) 第二次試験 論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
- (二) ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。
- (三) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年九月二十八日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年十二月月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員

会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番号(郵便番号七五三―八五〇―一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせして下さい。

公 告

平成三十年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成三十年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十八人程度
東京都	
大阪府	四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十年四月二日から平成三十三年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和五十八年九月十八日から平成三十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
大阪府	昭和六十年四月二日から平成三十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
 - 2 日時

平成三十年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで
 - 3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

(二) 周南市 山口県周南総合庁舎
第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

1 方法及び内容

- (1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。
- 2 日時及び場所
 - (1) 適性検査及び作文試験

日時 平成三十年十月二十日(土曜日)
 - (2) 体力検査

場所 山口県総合交通センター

日時 平成三十年十月二十一日(日曜日)、同月二十二日(月曜日)、同

月二十七日(土曜日)又は同月二十八日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成三十年十月二十九日(月曜日)から同年十一月二十五日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(三) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山

口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年二月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万九千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年七月六日(金曜日) 午前九時から同年八月十七日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成三十年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成三十年十月二十日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成三十年十月二十一日(日曜日)又は同月二十二日(月曜日)の

いずれかで、山口県人事委員会が指定する日

(3) 口述試験

日時 平成三十年十月二十二日(月曜日)から同年十一月二十五日(日曜

日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 合格者の決定方法は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一

階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格

者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ

ンスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通

知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

八 員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与
(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-一九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-一九三三-〇一一〇)に問い合わせ

公 告

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

十人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成三十年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握 力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日 時 平成三十年十月二十日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成三十年十月二十一日(日曜日)、同月二十二日(月曜日)、同

月二十七日(土曜日)又は同月二十八日(日曜日)のいずれかで、山

口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成三十年十月二十九日(月曜日)から同年十一月二十五日(日曜

日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年九月二十八日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年十二月月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万九千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年七月六日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年七月六日（金曜日）から同年八月二十四日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年七月六日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（金曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。